

リーフレット「前に加入していた制度から年金資産を移すお手続きのご案内」をご使用ください。



表紙を確認

新たに企業型確定拠出年金に加入される皆さまへ

2018年
5月
法改正版

前に加入していた制度から 年金資産を移すお手続きのご案内

入社前に加入していた確定拠出年金や企業年金（厚生年金基金・確定給付企業年金）の年金資産を確定拠出年金へ移すことができます。

加入していた年金制度を確認しましょう。

加入していた年金制度によって手続き方法や期限が異なります。
ご確認の上、必要なお手続きをお願いします。

確定拠出年金 (DC)

企業型や個人型に加入している方・国民年金基金連合会に資産や加入していた期間が自動移換となっている方は、移換手続きを行ってください。

⚠ 脱退一時金として受給済の方は移換できません。

次頁A-1、A-2で手続き方法を確認

厚生年金基金または確定給付企業年金

加入していた年金制度の資産がどこにあるかで手続き方法が異なります。

⚠ 脱退一時金として受給した方や受給開始年齢に到達している方は移換できません。

- 資産が厚生年金基金または確定給付企業年金にある方**

次頁Bで手続き方法を確認

※退職時に「企業年金連合会」へ移換を選択した方、退職後1年を経過し資産が「企業年金連合会」へ移換されている方は下記「2」をご参照ください。
- 資産が企業年金連合会にある方**

次頁Cで手続き方法を確認

※DCの加入資格取得より3か月を経過すると移換手続きを行うことができません。

加入していた年金制度の資産がどこにあるのか分からない方は、以前の会社の担当部署宛にご確認ください。

※本資料は2018年1月1日の情報で作成しています。(2018年5月1日施行法改正の内容を含みます。)



このページでは事業主様より以下のポイントをご説明ください。

- 加入者資格を取得した方のうち、それまで加入していた確定拠出年金(DC)・厚生年金基金・確定給付企業年金の資産がある場合、要件に当てはまれば**年金資産**を新たに加入するDC制度へ移換できます。確認事項により移換できるかどうかをご確認ください。

対象の方の年金資産を貴社のDC制度に移換できるかどうかご確認ください。
(このチェックは中途入社された方みなさまに行っていただく必要があります。)

加入していた制度を確認しましょう。
(両方の制度に加入していた方は両方のお手続きをご確認ください。)

DCに加入していた方

前に加入していたDC制度から貴社DC制度への移換を希望する場合には、移換手続きが必要になります。
リーフレット見開きA-1、A-2で手続き方法をご確認ください。

<確認事項>

脱退一時金として受給済の場合は移換することが出来ません。

ポイント

自動移換になってしまった方も移換手続きを行うことができます。※所定の手数料がご本人の資産より控除されます。

厚生年金基金または確定給付企業年金 に加入していた方

前に加入していた制度から資産を移すことが出来る場合があります。
リーフレット見開きBまたはCで手続き方法をご確認ください。

<確認事項①>

年金制度の支給開始年齢に到達している場合は、移換することができません。

<確認事項②>

脱退一時金として受給済の場合は移換することが出来ません。

<確認事項③>

移換手続き期限を過ぎると移換することができません。詳しくは次頁の 説明事項⑤ でご確認ください。



このページでは事業主様より以下のポイントをご説明ください。

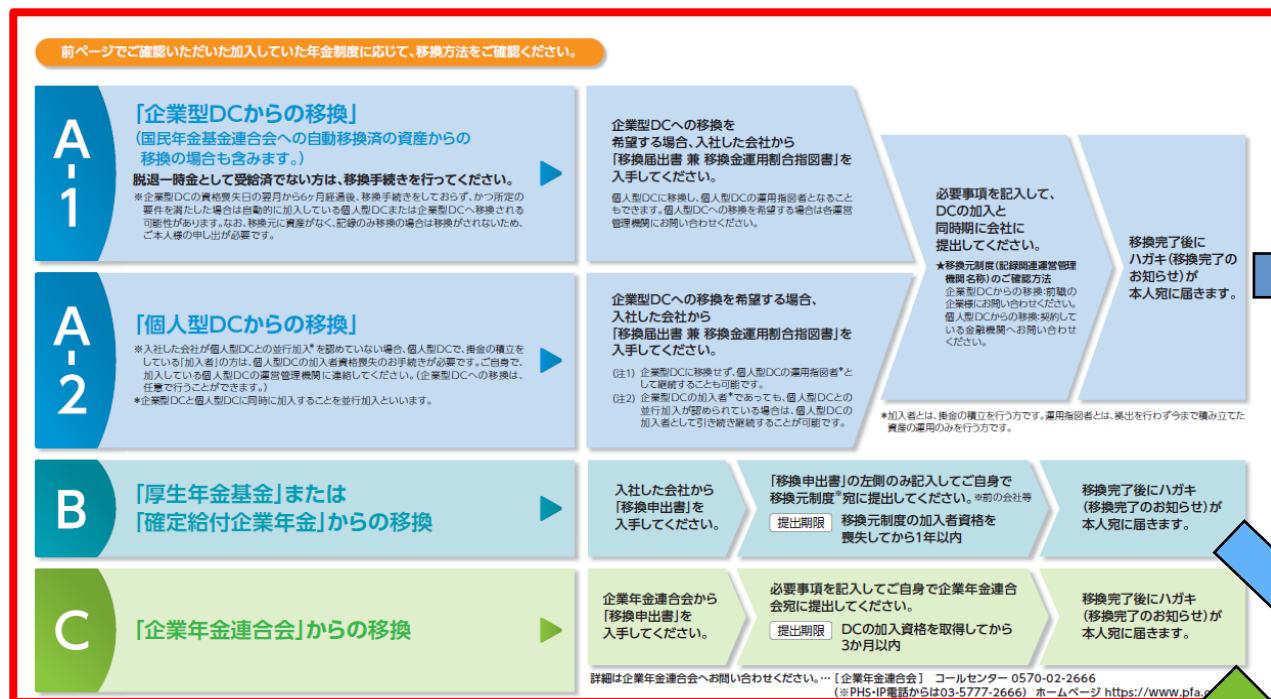
▼ 移換手続きにおける注意点を説明し、該当する選択肢におけるお手続きをご案内ください。

▼ 移換にあたっての説明事項をご案内ください。



見開きを確認

以前加入していた年金制度に応じてお手続き方法をご案内ください。



- ⚠ **脱退一時金相当額をDCに移換する場合の注意点(※またはCの移換の場合)**
1. 移換元制度では移換手続きに関する事務手数料はかかりません。なお、移換元制度においては、移換手続きに関する事務手数料がかかる場合もございます。詳しくは移換元制度の担当窓口にご確認ください。
 2. 移換元制度での「加入者等期間(勤続期間等)」は、移換先のDCの通算加入者等期間・通算拠出期間に算入されます。
 3. 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっていますが、確定給付企業年金(確定給付企業年金から年金資産の移換を受けた企業年金連合会を含む)からDCへ年金資産を移換した場合、給付時に課税される場合があります。
 4. 移換金の運用割合は原則として資産と同じ割合となります。移換手続きが完了した後に商品を変更する場合は、インターネットまたはコールサービスにて預替手続きをしてください。移換手続きと同時に運用割合の指定を希望される場合は、別途書類を提出していただきますので、事前に現在お勤めの会社担当窓口にお申し出ください。



以下の説明事項①～⑤についてご説明ください。

説明事項 ①

手数料

貴社DC制度側では**移換手続きに関する事務手数料はかかりません。**

説明事項 ②

通算加入者等期間に算入される期間

移換元制度の脱退一時金相当額にかかる算定の基礎となった期間(勤続期間等)は、**転職先で加入したDCにおける通算加入者等期間・通算拠出期間に算入されます。**

説明事項 ③

課税関係

確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっていますが、確定給付企業年金(確定給付企業年金から年金資産の移換を受けた企業年金連合会を含む)からDCへ脱退一時金相当額等を移換した場合、給付時に課税される場合があります。

説明事項 ④

移換金の運用割合

移換金の運用割合は原則として掛金と同じ割合となります。移換手続きが完了した後に商品を変更する場合は、インターネットまたはコールサービスにて預替手続きをしてください。移換手続きと同時に運用割合の指定を希望される場合は、別途書類を提出していただきます。お申し出があった場合は確定拠出年金管理部(03-5404-3129)までお問い合わせください。

「移換届出書 兼 移換金運用割合指図書」を加入者ご本人にお渡しください。

⇒ご記入いただいた後に、事業主様より弊社宛にご提出ください。

※貴社が個人型DCとの並行加入を認めていない場合、個人型DCで、掛金の積立をしている「加入者」の方は、移換に際し、**個人型DCの加入者資格喪失のお手続きが必要です。**
ご自身で、加入している個人型確定拠出年金の運営管理機関に連絡してください。(個人型DCの運用指図者の方は不要です。)

※貴社DC制度の加入者になった場合でも、企業型DCに移換せず、個人型DCの運用指図者として引き続き継続することも可能です。その場合は、「移換届出書 兼 移換金運用割合指図書」のご提出は不要です。

※前職のDC制度の資格喪失日の翌月から6ヶ月経過後、移換手続きをしておらず、かつ所定の要件を満たした場合は自動的に加入している個人型DCまたは企業型DCへ移換される可能性があります。なお、移換元に資産がなく、記録のみ移換の場合は移換がされないため、ご本人様の申し出が必要です。

注意！

「移換届出書 兼 移換金運用割合指図書」には移換元制度(記録関連運営管理機関名称)を記入していただく箇所があります。あらかじめご確認のうえご記入ください。
～移換元制度(記録関連運営管理機関名称)のご確認方法～
企業型DCからの移換: 前職の企業様にお問い合わせください。
個人型DCからの移換: 契約している金融機関へお問い合わせください。

「厚生年金基金・確定給付企業年金移換届出書」を加入者ご本人にお渡しください。

⇒加入者ご本人から前の会社・厚生年金基金・企業年金基金にご提出いただきます。

企業年金連合会に対し、「移換届出書」をご自身で請求するようご案内ください。

(事業主様から配付いただくものはございません。)

⇒企業年金連合会から加入者ご本人宛に書類が届きます。

⇒加入者ご本人から企業年金連合会に書類を提出していただきます。

※企業年金連合会から貴社のDC制度に初めて移換がある場合は、事業主様が企業年金連合会に届出をする必要がありますのでご注意ください。

説明事項 ⑤

移換届出期限

特に重要！

移換手続きには期限があります。

この期限を過ぎますと、脱退一時金相当額が移換できなくなりますのでご注意ください。

裏面の「移換元制度別手続き一覧」で手続き期限をご確認いただくよう、お伝え願います。

移換元制度別手続き一覧

移換元制度 手続き等	確定拠出年金 企業型・個人型・ 国民年金基金連合会	確定給付企業年金 厚生年金基金	企業年金連合会
移換可能な資産	条件なし	脱退一時金相当額のみ	条件なし
手続き書類	移換届出書兼 移換金運用割合指図書	移換届出書	移換届出書
手続き書類入手先	入社した会社の 確定拠出年金窓口	入社した会社の 確定拠出年金窓口	企業年金連合会
手続き書類提出先	入社した会社の 確定拠出年金窓口	入社前の確定給付 企業年金実施事業主 または厚生年金基金	企業年金連合会
手続き期限	すみやかに (加入手続きと同時に)	前の企業年金制度の 加入資格喪失から1年以内	DCの加入資格取得 から3か月以内

リーフレット裏面にこちらの図が掲載されています

←こちらで手続き期限をご確認ください。